

## ■第103回 横浜市都市美対策審議会議事録

議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「関内地区景観計画(案)」及び「関内地区都市景観協議地区(案)」について(審議)</li> <li>2. 横浜市都市美対策審議会部会の設置について(審議)</li> <li>3. 北仲通北地区の開発事業計画について(報告)</li> </ol>
日時	平成19年6月14日(木) 午前10時00分から12時00分まで
開催場所	横浜市庁舎 5階特別会議室
出席者 (敬称略)	<p><b>委員</b> 岩村和夫(会長)、岩田武司、卯月盛夫、金子修司、齋藤裕美、佐々木葉、鈴木実、高橋晶子、並木直美、山崎洋子、山田裕子、吉田鋼市</p> <p><b>幹事</b> 鈴木隆(都市経営局長)、山口敬義(環境創造局長代理・環境保全部長)、相原正昭(まちづくり調整局長)、山下博(道路局長)、風間亨(港湾局長代理・担当理事兼港湾整備部長)、寺澤成介(都市整備局長)</p> <p><b>書記</b> 立花誠(都市整備局都市づくり部長)、国吉直行(都市整備局上席調査役)、秋元康幸(都市整備局都市デザイン室長)</p>
欠席者 (敬称略)	<p><b>委員</b> 大方潤一郎、北沢猛</p> <p><b>幹事</b> 環境創造局長、港湾局長</p>
開催形態	公開(傍聴者19名)
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「関内地区景観計画(案)」及び「関内地区都市景観協議地区(案)」については了承する。なお、施行にあたっては、周知を十分に行うこととする。</li> <li>・ 「横浜市都市美対策審議会部会の設置」については「景観審査部会」、「北仲通北部会」、「措置命令部会」、「プロジェクト調整部会」、「表彰広報部会」の各部会を設置することを了承した。</li> </ul> <p>各部会の部会長については「景観審査部会」、「北仲通北部会」については岩村委員、「措置命令部会」については岩田委員を会長が指名し、「プロジェクト調整部会」、「表彰広報部会」については会長が後日指名することとなった。</p>

議事	<p>1 「関内地区景観計画(案)」及び「関内地区都市景観協議地区(案)」について(審議)</p> <p>「関内地区景観計画(案)」及び「関内地区都市景観協議地区(案)」について市から概要の説明があった。</p> <p>意見</p> <p>(景観計画の届出について)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 景観計画の届出と建築確認申請とのかかわり等手続きについて事業者にわかりやすいものにして欲しい。</li></ul> <p>(屋外広告物について)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 窓貼り広告を規制しないと抜け道をつくることになってしまうのではないかと。施行前に広告業界がかけこみで設置するという話も聞いているので不安を覚える。協議ができる企業なら良いが、表立って協議をしようとしめない企業はどうしようもない。できるだけ早く施行してほしい。</li></ul> <p>(関内地区景観計画と関内地区都市景観協議地区との関係)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 今後の他地区展開をするにあたって景観計画地区と協議地区がこの案では一致しているが、景観計画地区の中に協議地区を一部とすることはできるか。それともセットで一致させなければならないのか。</li></ul> <p>(建築物の高さ制限緩和について)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 意見書に対する景観形成についてこういう答えしかないと思うが、資料1-5(1)で建築物の最高高さを原則31m以下としているが色々な理由で緩和をしている。規制緩和が多いと高さ制限をしている意味が弱くなる。都市美対策審議会の基本的スタンスが曖昧になる。正しいと思うが、これから考えていかなければならない。</li></ul> <p>(夜間照明について)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ この内容を浸透するには行政の指導と市民の協力が必要。夜間景観において最近室内の照明が光の色が異なることで煩雑になっている。ビルの管理会社、所有者に対して横浜の夜景について美しいものとするべく横浜市、都市美から協力を依頼してはどうか。</li></ul> <p>(歩道上変圧器の改良)</p>
----	---

- ・歩道上の変圧機がまだおおぶりである。東電のものは技術開発によって小さいものにしてほしい。

#### (高層部のデザイン)

- ・高さ制限の緩和において高層部は何をもって魅力とするのか、魅力的なものがあまい。はっきりしてほしい。
- ・歴史的に残したい建物において低層部は残し上層部は高層化しているがデザイン的にあっていないものが見られる。今後できる建物は納得するデザインにしてほしい。誰の持ち物ということはあるかもしれないがデザインについては公募等してほしい。

#### (関内地区景観計画と関内地区都市景観協議地区の整理)

- ・関内地区景観計画、関内地区都市景観計画協議地区は名前が似ているので入口のところで整理してまとめてほしい。

### 2 横浜市都市美対策審議会部会の設置について(審議)

横浜市都市美対策審議会部会の設置について市から説明があった。

#### 意見

#### (審議会と部会の相互関係について)

- ・景観審査部会の案件が一番多いのではないかと。特に関内地区には多くの物件がでてくる。「部会の審議をもって審議会の結論とする」とあるが、部会に入っていない他の審議会委員にどう伝えていくのか。審議会では部会の審議結果を報告したり、会議にはでないが意見が言えたり等運用上の工夫をして欲しい。文章上の工夫でなく運用上の工夫を何かして欲しい。
- ・書き方として「部会の審議をもって審議会の結論とする」と書いてしまうと縛られてしまう。「原則として」と書いた方がよいのではないかと。
- ・部会で審議して結論を出す場合について設置要綱に明記されていると思うが、設置要綱と審議会資料との内容とは齟齬のないようにして欲しい。

### 3 北仲通北地区の開発事業計画について(報告)

本年3月23日会長から提出された審議結果について報告があった。

#### 意見

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ガイドライン、コード編つくるのは簡単だが、どうオペレーションしていくか仕組みの問題がある。</li></ul>
資 料	<a href="#">第103回横浜市都市美対策審議会資料(A4・一部A3、104 ページ)</a> (PDF,4.5MB)
特記事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本日の議事録については、会長が確認する。</li><li>・ 次回の開催日時は8月27日1時から3時</li></ul>